

中津市におけるおおいた動物愛護センター拠点型手術事務要領

(目的)

第1条 この要領は所有者不明猫（飼い主のいない猫に限る。以下同じ。）の繁殖の抑制及び地域住民の生活環境の悪化を防止するためにおおいた動物愛護センターで実施する不妊去勢手術（以下「動物愛護センター拠点型手術」という。）の対象団体の要件等を定め、手術の円滑な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 活動団体 地域において所有者不明猫を適正に管理する活動を行うために当該地域に住所を有する者2名以上で組織された団体（以下「地域活動団体」という。）で、次に掲げる要件の全てを満たし、当該地域の自治会への説明及び登録を受けたものをいう。

ア 所有者不明猫の減少を図り、住民の良好な生活環境の保持を推進することを目的としていること。

イ 所有者不明猫の適正な飼育及び動物愛護への理解の普及に寄与することを目的としていること。

ウ アまたはイに掲げる目的のため、次に掲げる活動を行っていること。

(ア) 所有者不明猫の繁殖抑制を図るため、所有者不明猫の手術を推進する活動

(イ) 所有者不明猫の餌及び排泄物の適正な管理のための活動

(ウ) (ア) 及び (イ) に掲げる活動に対する地域住民の理解を得るための啓発等の活動

エ 暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団と交わりを持つ者が構成員となっていないこと。

(登録申請)

第3条 地域活動団体として登録を受けようとするものは、登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、当該申請をした者に通知書（様式第2号）により通知しなければならない。

3 市長は、前項の規定により登録することに決定したときは、活動団体名等の必要事項を台帳に登録する。

4 市長は、前項の規定により登録した地域活動団体に登録証（様式第3号）を交付する。

5 登録証の交付を受けた地域活動団体は、その活動の際、登録証を携帯し、地域住民の請求があったときは、これを掲示しなければならない。

(変更の届出)

第4条 地域活動団体は、前条第1項に規定する申請の事項に変更があったときは、登録事項変更届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(登録の廃止)

第5条 地域活動団体は、第3条第3項の規定による登録を廃止するときは、登録廃止届(様式第5号)を提出すること。(ただし、管理している猫が全て死亡、または他の団体へ管理を承継しなければ登録を廃止することは出来ない。)

(登録の取り消し)

第6条 市長は、地域活動団体が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、その旨を通知書(様式第6号)により地域活動団体に通知するものとする。

(1) 第2条第1号に規定する要件を満たさないとき

(2) その他市長が適当でないと認めるとき。

2 前項の規定する通知を受けた地域活動団体は、速やかに交付を受けた登録証を返還し、新たな管理者を見つけなければならない。

(登録証の紛失届及び再交付申請)

第7条 地域活動団体が、登録証を紛失したときは、速やかに登録証紛失届兼再交付申請書(様式第7号)を市長に提出し、登録証の再交付を受けなければならない。

(手術の申請・決定)

第8条 地域活動団体が手術を希望する場合は手術申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は申請書を取りまとめ、おおいた動物愛護センターに要望書(様式第9号)を提出しなければならない。

3 動物愛護センターは手術可能頭数報告書(様式第10号)を市長に報告すること。市長は報告をもとに調整し、手術可能団体を決定し、通知書(様式第11号)により通知するとともに管理札(様式第12号)を配布するものとする。

(記録簿の作成)

第9条 市長は、手術実施日までに捕獲年月日、センターへの運搬方法、手術後の運搬方法等の必要事項を記入した手術記録簿(様式第13号)により、動物愛護センターに報告しなければならない。

2 動物愛護センターは手術を実施した際に、手術日等の必要事項を記入し、市長に報告しなければならない。

(運搬方法)

第10条 地域活動団体は、当該猫の運搬容器に管理札を付け、決められた時間に動物愛護センター又は決められた場所に猫を運搬しなければならない。また、手術後の運搬も同様とする。

(手術の実施)

第11条 手術は無料で動物愛護センターが実施するものとする。

2 動物愛護センターは手術を実施した際には、手術日等の必要事項を記入し、市長に報告するものとする。

(手術の協力)

第12条 市町村は手術の実施にあたり、保定等できるだけ協力するものとする。

(その他)

第13条 この要領の施行に関し必要な事項は別に定める。